

佐賀県選挙管理委員会告示第四十九号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 病院の表中「伊万里町甲三四三」を「立花町二七四二番地」に、

医療法人再整会口石病院	伊万里市立花町四〇六〇の二番地
医療法人幸善会前田病院	伊万里市立花町二七四二番地
分院	

を

医療法人再整会口石病院 伊万里市立花町四〇六〇の二番地 に改める。

二 老人ホームの表中「養護老人ホーム佐賀向陽園」を「社会福祉法人佐賀整肢学園 養護老人ホーム佐賀整肢学園・佐賀向陽園」に改める。